

## 選挙運動用ポスター作成契約書

宮城県議会議員一般選挙（選挙区）候補者（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、公職選挙法第143条  
の規定による選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスター

2 数 量 枚

3 金 額 円（単価 円）（消費税を含む。）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、宮城県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、宮城県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宮城県に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県議会議員一般選挙（選挙区）候補者  
住 所  
氏 名 印

乙 住 所  
名 称  
代表者 印